

資料 1

- 1 法律の適用⇒地方財政法（公営企業）と地方公営企業法
- 2 会計形態⇒公会計（特別会計）と企業会計
- 3 議決権⇒地方財政法（○）と企業会計（×）
- 4 共通項その1＝独立採算
- 5 共通項その2＝繰入金
- 6 使用料について
従来の独立採算と企業会計の独立採算
- 7 繰入金について
従来の繰入金と企業会計の繰入金

資料 2 議決権に対する無自覚⇒後の祭り！

分権時代における市議会のあり方に関する調査研究報告書

～市議会の現場から議会制度を見つめ直す～

都市行政問題研究会（H18 全国市議会議長会）P12（抜粋）

（4）地方公営企業にかかる契約に議会が関与できるようにすること

このように地方公営企業については、予算の審議議決、又は決算の審査認定を通じて議会が関与する機会はある。しかし、地方公営企業にかかる工事又は製造の請負契約の実態として、契約金額が極めて高額に及ぶ場合などがあるが、議会の個別議決が不要とされ、毎年度の予算の一括承認で足りるとするのは不適當ではないかと考えられる。

公営企業の自由かつ弾力的な経済活動を阻害することなく、極めて高額で重要な契約については議会の議決など議会が関与できるような方策を検討すべきである。

資料 3

1 公共下水道の役割

①公共的役割＝公共用水域の水質保全等

②私的役割＝トイレの水洗化等

2 下水道の財政（建設費＋維持管理費）

①建設財源＝国庫補助金＋地方債＋受益者負担金＋一般会計繰入金（※）

※一般会計繰入金＝都市計画税＋一般市税

②施設維持管理財源＝下水道使用料＋一般会計繰入金（※）

※一般会計繰入金＝交付税＋一般市税

3 経費負担

①下水道使用料対象経費＝維持管理費＋資本費（市債の元利償還金）

②基本的考え方＝雨水（公費＝繰入金）＋汚水（私費＝下水道使用料）

③公共的側面の存在⇒汚水にも公費負担の存在

4 公費負担（一般会計繰入金）

①雨水経費＝全額公費負担

②汚水経費＝私費負担＋公費負担（基準内繰入＋基準外繰入）

※基準内繰入＝総務省の通達で公費負担としての繰入

※基準外繰入＝自治体の政策的判断により公費負担としての繰入